

## 5. 農薬購入経費

※農協・(株)大場惣吉商店・舟形ドリーム農産以外で  
購入した場合は申請が必要です。

▼対象／病害防除のための農薬の購入に要する経費

- ①大雨により防除が必要となり、新たに購入したもの（7月7日以降に購入したもの）
- ②災害発生後速やかに散布されたもの

▼対象品目／水稻・果樹等（それぞれ限度額あり）

▼補助率／経費の1/2に相当する額または限度額のいずれか低い額

▼問い合わせ／舟形町農業振興課農政企画係 ☎(32) 0947

## 6. 肥料購入経費

※農協・(株)大場惣吉商店・舟形ドリーム農産以外で  
購入した場合は申請が必要です。

▼対象／樹勢または草勢回復のための肥料の購入に要する経費

- ①大雨により施肥が必要となり、新たに購入したもの（7月7日以降に購入したもの）
- ②災害発生後速やかに施用されたもの

▼対象品目／果樹・野菜等（それぞれ限度額あり）

▼補助率／経費の1/2に相当する額または限度額のいずれか低い額

▼問い合わせ／舟形町農業振興課農政企画係 ☎(32) 0947

## 被災された方への税等の支援

### 1. 各種税(料)の減免等

人的な被害や財産等に損害を受け、各種税(料)の納付が著しく困難な場合は、申請により被害の程度や前年の合計所得金額に応じ、減額または免除される場合があります。

※支援金や保険金、損害賠償等の補てん金等の支給を受けた方は該当しない場合があります。

▼問い合わせ／

- ・町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税／舟形町住民税務課税務係 ☎(32) 0466
- ・後期高齢者医療保険料／舟形町健康福祉課医療年金係 ☎(32) 0717
- ・介護保険料／舟形町健康福祉課介護保険係 ☎(32) 0717
- ・自動車税／最上総合支庁税務課 ☎(32) 1229

### 2. 医療機関窓口での支払いおよび 介護保険サービス利用者負担額の免除等

国民健康保険および後期高齢者医療制度では、被災等により医療費の支払いが困難な状況であると認められる場合に、医療機関窓口で支払う自己負担分を免除または徴収猶予されることがあります。また、介護サービスの利用者負担額についても減免される場合があります。

※被害の程度により対象とならないこともあります。また、支援金や保険金、損害賠償等の補てん金等の支給を受けた方は該当しない場合があります。

▼問い合わせ／

- ・国民健康保険および後期高齢者医療保険／舟形町健康福祉課医療年金係 ☎(32) 0717
- ・介護保険／舟形町健康福祉課介護保険係 ☎(32) 0717

### 3. 上下水道料金の減免

浸水被害を受け、洗浄作業等で水道使用水量が通常より多い世帯に、上下水道料金の一部を減免します。

▼対象／床下および床上浸水し、罹災証明の交付を受けた世帯

▼減免する使用水量および使用料金／通常の使用水量（直近の令和6年5・6月）と過去3年同月の平均値を比較して、令和6年7月分および8月分の使用水量が増加した水量分を減免します。

▼使用料金の減免方法／申請は不要です。罹災証明書により浸水被害が確認できる方について、令和6年7月分および8月分の使用料金から減免料金を差し引いて請求します。

▼問い合わせ／舟形町地域整備課建設水道・下水道係 ☎(32) 0915

## 農林水産業への支援

### 1. 農地・農業用施設の災害復旧

被災した農地および農業用施設（農道・水路・揚水機等）の復旧について支援します。

#### ○国庫補助災害復旧事業

工事費40万円以上は、国の災害査定を経て工事を行います。

▼個人負担／工事費から国庫補助金を控除した額の1/10

#### ○舟形町単独災害復旧事業

工事費40万円未満の小規模な災害については、町単独事業により工事を行います。

▼個人負担／工事費の1/20（激甚災害指定につき）

#### ○舟形町単独補助金交付事業

既に実施済みの復旧工事に対して補助金を交付し支援を行います。

▼対象経費／業者委託費、機械借上料、原材料費、燃料費などの実支出。

▼補助率／支出額の19/20（激甚災害指定につき）

▼問い合わせ／舟形町地域整備課建設企画係 ☎(32) 0915

### 2. パイプハウス、農機具の復旧に要する経費

▼対象／パイプハウス、農機具の修理、購入に要する経費

- ①大雨により、倒壊、破損した施設や農機具
- ②パイプハウスについては耐用年数に達していないこと
- ③令和7年2月28日まで納品されること
- ④1台当たりの限度額設定あり

▼補助率／経費の1/2に相当する額または限度額のいずれか低い額

▼問い合わせ／舟形町農業振興課農政企画係 ☎(32) 0947

### 3. 農業用水等確保のための機材の 借上・購入、燃料の購入に要する経費

▼対象／大雨被災時の農業用水等確保のための機材（ポンプ、散水車など）の借り上げまたは購入、燃料の購入等に要する経費

- ①大雨による水路閉塞等に対応するために使用したもの  
※応急対策にかかった経費に限る
- ②対象災害発生後から9月15日までの間に実施したもの
- ③1ヵ所あたりの限度額：544万5千円

▼補助率／経費の1/2に相当する額または限度額のいずれか低い額

▼問い合わせ／舟形町農業振興課農政企画係 ☎(32) 0947

### 4. 大雨被害対策資金

農林漁業を主な業務とする方について低利な融資があります。農協等に相談してください。

▼問い合わせ／舟形町農業振興課農政企画係 ☎(32) 0947